

改正種の保存法の施行に向けた関係政省令の整備について

1. 既に公布済みの政令及び省令

※平成 29 年 11 月 30 日（木）～平成 30 年 1 月 4 日（木）にかけてパブリックコメントを実施。

（1）改正法施行期日令の制定（平成 30 年 1 月 31 日公布）

○改正法の施行期日を平成 30 年 6 月 1 日と規定

（2）種の保存法施行令の改正（平成 30 年 1 月 31 日公布）

○国際希少野生動植物種の個体等の登録・更新、特別国際種事業者の登録・更新の手数料の改定・新設や、特別国際種事業者の登録が必要となる特別特定器官等として象牙を規定するほか、特別国際種事業者による管理票の作成が義務化されるものとして 1 kg 以上かつ 20cm 以上の象牙を規定。

（3）特定国際種事業に係る届出等に関する省令の改正（平成 30 年 2 月 19 日公布）

○特定国際種事業（べっ甲取扱事業・届出制）関係：国による事業者情報の公表項目・方法のほか、陳列・広告時の特定国際種事業者による表示項目・方法を規定。

○特別国際種事業（象牙取扱事業・登録制）関係：登録・更新のための申請事項等や、国による事業者登録簿の公表項目・方法と陳列・広告時の特別国際種事業者による表示項目・方法を規定。また、特別国際種事業者の登録事務を実施する事業登録機関について、その登録のための申請事項や事務の実施方法等について規定。

（4）特定国内種事業に係る届出等に関する省令の改正（平成 30 年 2 月 19 日公布）

○国による事業者情報の公表項目・方法のほか、陳列・広告時の特定国内種事業者による表示項目・方法を規定。

2. 今後公布を予定する主な省令

※平成 30 年 1 月 26 日（金）～平成 30 年 2 月 24 日（土）にかけてパブリックコメントを実施。

意見及び回答については資料 3 - 2 参照。

種の保存法施行規則等の改正等

①動植物園等関係

○認定の申請主体となる「動植物園等」の定義として、法で規定する動物園・植物園・水族館のほか、昆虫館など、これらに類する施設（生体の販売・貸出し又は飲食物の提供を主目的とするものを除く。）を規定。

○認定の具体的な基準として、以下を規定。

- ・飼養等・譲渡し等の実施体制・飼養栽培施設や計画：飼養等・譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであること
- ・展示の方針その他の事項：

- ①展示の方針が、その取り扱う希少種の生息状況・保存の重要性や保存のための取組について適切な啓発に資すると認められるものであること
- ②認定に係る動植物園等が、その取り扱う希少種のうち、一定の要件を満たす種を一種以上繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること
- ③認定に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少種のうち、一種以上について、生息域内での繁殖や生息地等の整備などの生息域内保全に寄与すると認められるものであること
- ④認定に係る動植物園等が取り扱う希少種が、適法に取得されたと認められるものであること
- ⑤その他認定に係る動植物園等が、その取り扱う希少種を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと

②国際希少野生動植物種の個体等の登録関係

- 登録にあたり個体識別措置が必要となる個体として、技術的な観点等から、以下の種の生きている個体と規定するとともに、対象種ごとの個体識別措置を規定。なお、対象個体については、年齢等に関わらず個体識別措置が講じられていることを必要とする。
 - ・哺乳綱のうち、陸域に生息するもの（マイクロチップ）
 - ・鳥綱全種（マイクロチップ又は脚環）
 - ・爬虫綱のうち、最大体長が一定の大きさ以上のもの（マイクロチップ）
 - ・両生綱のうち、オオサンショウウオ属全種（マイクロチップ）
- 個体識別措置を講じた個体の取扱い方法として、疾病の場合等を除き個体識別措置を取り外してはならないことと規定するとともに、再度講ずることができるようになったときには直ちに個体識別措置を講ずる旨を規定する。
- 登録の更新（有効期限の設定）が必要となる個体として、生きている個体と規定するとともに、その有効期間を5年と規定する。

③国内希少野生動植物種に係る提案募集関係

- 提案募集については、少なくとも毎年度一回、相当な期間をインターネット等により公表した上で行うこととする。

④その他

- 国・自治体について、捕獲等の規制がかからない場合として、①傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした国内希少野生動植物種の動物の個体であって、②傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、③繁殖・学術研究等の目的で飼養することができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ環境大臣に通知したものに限る。）を規定する。